

広島市水道局規程第 2 号

令和 7 年 3 月 2 5 日

広島市水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 村 上 裕 之

広島市水道局会計規程の一部を改正する規程

広島市水道局会計規程（昭和 4 5 年広島市水道局規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条中「出納取扱金融機関の提出した収支日計表及び収納日計表並びに収納取扱金融機関の提出した収納日計表」を「収入、支出並びに現金及び預貯金の残高」に改める。

第 2 9 条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 前 3 項の規定による納入手続により難いと管理者が認めるときは、管理者が別に定める納入手続によるものとする。

第 3 2 条中「収支日計表又は」を削る。

第 6 0 条の見出し中「収支日計表及び」を削り、同条第 1 項中「出納取扱金融機関」の右に「及び収納取扱金融機関」を、「営業所は」の右に「、当日の公金の収納を終了したときは」を加え、「当該営業所における」、「支払額及び残高」を削り、「収支日計表 3 部」を「収納日計表」に、「翌営業日」を「翌々営業日までに」に改め、同条第 2 項を削る。

第 6 4 条から第 6 5 条までを次のように改める。

第 6 4 条から第 6 5 条まで 削除

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 2 条及び第 6 0 条の改正規定は、同年 4 月 1 1 日から施行する。